

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成23年9月22日(木) 13:30～16:30

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 田村在也, 仁尾雅信, 野口哲子, 八坂豊, 若林清, 中村悟, 徳久正, 一谷好文, 上田昭典

(家裁委員) 奥村隆司, 松本眞理子, 中川和男, 徳久正(兼務), 鳥羽耕一, 上田昭典(兼務)

(事務局等) 地裁 藤木事務局長, 小切事務局次長, 中野民事首席書記官, 高木刑事首席書記官, 園田総務課長

家裁 水野事務局長, 西村事務局次長, 高橋首席家裁調査官, 新谷首席書記官, 堀訟廷管理官

4 議事(□:委員長, ○:委員, ■:ゲストスピーカー, ●:事務局等)

(1) 所長あいさつ

(2) 委員長の選出

委員の互選により, 上田昭典委員を地裁委員会及び家裁委員会の委員長に選出した。

(3) 委員長代理の氏名

委員長において, 一谷好文委員(地裁委員会), 鳥羽耕一委員(家裁委員会)をそれぞれ委員長代理に指名した。

(4) 意見交換

テーマ「調停制度のより良い運用を目指して」(地裁委員会・家裁委員会共通)

ア 裁判所の説明

裁判所から, 調停制度の概要, 事件動向等について説明を行った。

イ ゲスト・スピーカーの講演

奈良地・家裁調停委員山口誠治及び奈良家裁調停委員水口富美永から, 別紙の事項について講演があった。

ウ 意見交換の要旨

○ 奈良県内の裁判所に所属する調停委員の人数及びその専門分野はどのような状況であるか。また, 調停委員に対してどのような研修が行われているか。

ゲスト・スピーカーの講演の中で, 男女の調停委員の役割が固定しないよう適切に分担しており, また, 夫のことを「ご主人」と呼ばないなど, ジェンダーの観点からの配慮が行き届いていることに感心した。男女2人の調停委員の間で意見が食い違うような場合にも, 男性調停委員を立てるのではなく, 男女の性差をフラットにしてい

ただきたいと思うが、調停の場面ではどのように対処しているのか伺いたい。

調停委員には、社会経験が豊富で、人間的に幅のある方になっていただきたいし、現に活発な社会活動を行っている方も多いと思う。そうすると、調停委員が裁判所外で当事者と顔を合わせることもあると思うが、そのような場合は、どのように対応しているのか。

- 奈良県内の裁判所に所属する民事調停委員、家事調停委員は、それぞれ約120人である。調停委員には、弁護士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、医師など各分野の専門家のほか、様々な職業、経歴の方になっていただいている。
- 調停委員に対する研修としては、新任調停委員に対し調停委員としての基本的な心構えや知識を付与する新任調停委員研修のほか、調停委員が裁判官らとともに調停実務上の問題点についての協議や、具体的ケースを素材として調停の進め方等について検討するなどの研究会を裁判所の主催で行っている。このほか、特に奈良では、調停委員が自主的な研さんに熱心に取り組んでいる。年間約10回の自主研修会を実施し、裁判官、裁判所職員も講師等として協力している。
- 調停委員2人の間で意見が異なる場合は、適宜協議しているが、調停の方針を決める場合など、節目では、裁判官と評議を行っている。
- 調停委員が調停事件の当事者と知り合いであるなど一定の関係にあることが分かった場合は、その時点で裁判所にその旨を告げて担当を離れることになる。
- 調停終了後に当事者だった方と街中で出会ったことが一度だけあった。その時は、「こんにちは」と挨拶を交わしただけで、その場を離れた。
- 調停委員の講演をお聞きして、調停制度の意義についてよく理解できたが、調停委員の御苦勞も相当大きいように感じた。意見が相対立する当事者に納得感や妥当性を持たせるために、調停委員として拠り所としている考え方について詳しく伺いたい。
また、調停成立後、当事者へのアフター・フォローの機会はあるのか伺いたい。
- 当事者の言葉とその裏にある真意をよく聞き、何とか解決できないか、また仮に調停が成立しなくても、その結果を受け止め、満足感を持っていただくことができないかを考えながら、それぞれのケースに対応させていただいている。調停委員として誠心誠意、解決のために尽くすことしかなく、調停が成立して喜んでお礼を述べられて帰っていかれる姿が励みになっている。
- 家庭裁判所では、調停で決めた事項が守られない場合のアフター・ケアとして、履行勧告の制度がある。例えば、調停で決めた養育費の支払いについて、権利者から、支払いがないとの電話等があれば、家庭裁判所調査官が義務者に連絡して、不払いの原因を調査した上で、義務者に支払いを勧告しており、勧告の結果を権利者に説明し、権利者の了解を得て勧告手続を終了している。
- 調停で決めた内容は、判決と同様の効力があって、裁判所に強制執行を求めることもできるが、当事者の手続的な負担が大きい。履行勧告には、強制力はないものの、電話など簡便な方法で求めることができるメリットがある。
- 調停はもっと利用されてもよい制度だと思うが、調停の申立ては、弁護士に相談して、弁護士を通じて手続を取られる方が多いのか、それ以外のルートで裁判所に来られる方が多いのか、実情を伺いたい。

申立書の用紙は裁判所でもらえるのか、また、代理人の付いている割合はどれくらいかについても伺いたい。

- 申立書は、裁判所の窓口で交付しているほか、記載要領や記載例をともにインターネットにも掲載しており、ダウンロードして利用することができる。
- 家事調停の受付担当部署にいるが、実務感覚で申し上げると、当事者のいずれかに代理人が付いている割合は約4分の1である。
- 弁護士に相談に来られた場合、内容を聞いて、代理人につく場合は、訴訟、調停などのうちから、内容にあった適切な手続を選択している。代理人にはならず、相談者に調停を紹介して本人に手続を取ってもらうこともある。無料法律相談など、相談時間が限られている場合には、手続選択のアドバイスしかできないが、相談者に調停を勧めることもあるので、それを受けて調停を申し立てられるケースもあると思う。
- 労働局の個別労働紛争解決制度では、ほとんどのケースで代理人が付いていないが、原則として1回の期日で和解を試みており、8～9割が和解で成立している。それができるのは、相談を受けた相談員を介して期日前に主張の交換を十分に行っているからである。裁判所の調停でも、もっとスタッフを増やすなどして、事前準備に力を入れてはどうか。
- 調停委員を務める際は、当事者本人の解決意欲を引き出すためにも、また、調停手続の中では事実関係を確定するのが難しいことから、余り早い段階で調停案を提示しないように心掛けている。
- 家庭裁判所では、他の相談機関の紹介で来られる方、インターネットなどを見て来られる方のほか、離婚や親族問題は家庭裁判所に行けばアドバイスが得られるだろうと思って直接窓口に来られる方も多い。裁判所の窓口では、法律相談ではなく、手続相談として、手続の内容や申立書の作成方法、必要書類などについて説明し、本人に手続を選択してもらっている。簡易裁判所では、労働基準監督署等、他の機関に相談に行き、裁判所を紹介されて来る方も多い。
- 調停委員は、他に職業を持ちながら兼職することもできるのか。
- 調停委員として月に何度か裁判所に来ていただくことになるので、会社員などの職業を持ちながら、それだけの時間を割いていただくのは難しいのが実情である。
- そうなると、企業等を退職された世代の方が調停委員になることが多いと思う。最近の学生を見ると、気質が変わってきており、利己的というか、幼くなっていると感じる。若年層の感覚を理解し、世代間のギャップに対応できるような方かどうかが、調停委員の人選の面でも大切だろうと思う。
- 最近では、定年後も雇用継続され、良い人材は企業側もなかなか手放さない傾向があって、なかなか調停委員になっていただけないという実情にある。
- 調停委員を志望するには、どうすればよいのか。推薦等は必要か。
- 本人から履歴書を添えて裁判所に申出をいただいている。推薦人などは必要ない。任命は原則として各年の4月1日、10月1日付けであるが、申出は常時受け付けている。調停委員として、重要な仕事をお任せすることになるので、選考委員会を組織して書面選考、面接選考を行って、慎重に選考している。
- 調停事件をどのくらい担当しているのか。

- 週に二、三回くらいの割合で裁判所に来ている。
- 同時に10件程度を担当している。個人差はあるが、各ケースを十分に掌握するためにはそのくらいの件数が適当である。
- 調停委員の人数で調停申立て件数を除すると、年間6件程度の計算になり、それくらいの件数であれば、調停委員がおっしゃったような情熱を持って取り組めるのかと思ったが、実際には、もっと多くの事件を担当しているのか。
- 調停委員の中でも、専門の別や、他に職を持っているかどうかなどで、各人ごとに担当事件数は違っている。
- 調停が不成立になり、訴訟に移行するのはどのくらいの比率か。
- 統計はとっていないが、調停不成立になった後、必ずしも、すぐ訴訟を提起する訳ではない。
- 離婚訴訟の件数は年間60件程度にとどまっている。
- 当事者にとっては、やはり訴訟は調停よりもハードルが高いのだろう。

(5) 今後の予定について

ア 日時

平成24年2月16日(木)午後1時30分

(奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催)

イ テーマ

「簡易裁判所の民事事件について」(地裁委員会)

「家事事件手続法に基づく運用の試行等について」(家裁委員会)

なお、委員から、裁判員制度をテーマとし、裁判員経験者に出席を求めて感想等を聴取した上で意見交換をしてはどうかとの提案があったが、裁判員の住所、氏名等の個人情報や裁判員の選定等の目的以外に使用することはできないことなどから難しい旨、裁判所から説明があり、各委員において了解された。

(以上)

(別紙)

ゲストスピーカーの講演「より良い調停運営を目指して」

- 1 調停委員の役割と責任について
 - ・ 当事者が主役，調停委員は脇役
 - ・ 裁量権は調停委員に委ねられているだけにその責任は重い
 - ・ 調停委員に求められているもの
- 2 調停制度のよりよい運営を目指して心掛けていること
 - ・ 当事者への調停制度の説明
 - ・ 公平・中立なスタンスの堅持
 - ・ 社会通念に則った適正・迅速な対応
 - ・ 当事者との信頼関係の構築
 - ・ 調停技法，知識の習得
 - ・ 裁判所との連携
 - ・ 危機管理
- 3 実際の調停場面における対応について
 - (1) 家事調停における夫婦関係調整事件（離婚）の実情
 - ・ DV
 - ・ ジェンダーバイアス，モラルハラスメント
 - ・ 対応困難当事者，精神疾患が疑われる当事者
 - ・ 親権帰属，面会交流
 - ・ 養育費
 - ・ 財産分与
 - ・ 慰謝料
 - (2) 民事調停事件の実情
 - ・ 特定調停
 - ・ 交通事故，建築関係，境界紛争，医療過誤等専門性の高い事件
 - (3) その他
 - ・ 遺産分割等
- 4 社会情勢の変化と調停への影響について
 - ・ 価値観の多様化と権利意識の高揚
 - ・ 苦情の訴え
 - ・ 今後の課題